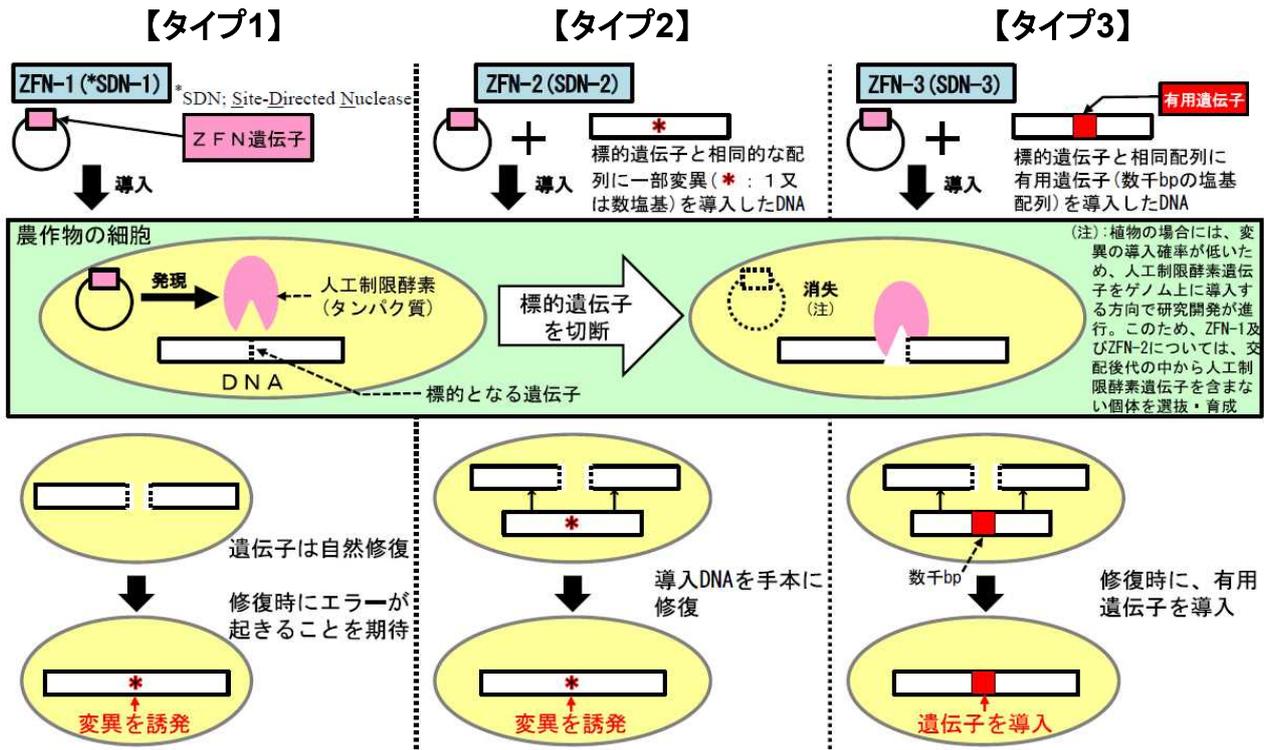


新たな育種技術：ゲノム編集技術



(出典) 農林水産省 農林水産技術会議 新たな育種技術研究会取りまとめ資料より抜粋・一部追記

新たな育種技術：ゲノム編集技術の 組換えDNA技術応用食品等への該当性について

		新たな育種技術		
		【タイプ1】	【タイプ2】	【タイプ3】
「組換えDNA技術」 (※)への該当性	①組換えDNA分子を作製	○	○	○
	②組換えDNA分子を生細胞に移入	○	○	○
	③生細胞に移入された組換えDNA分子を増殖させる	×		○

※食品、添加物等の規格基準における「組換えDNA技術」の定義

①酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、②それを生細胞に移入し、③かつ、増殖させる技術(最終的に宿主に導入されたDNAが、当該宿主と分類学上同一の種に属する微生物のDNAのみであること又は組換え体が自然界に存在する微生物と同等の遺伝子構成であることが明らかであるものを作成する技術を除く。)をいう。)